

## 令和6年度事業計画及び令和6年度収支予算について

### 令和6年度事業計画

新型コロナウイルス感染症の蔓延が続いているため、令和5年度においても本事業団の各事業所においては、引き続き感染防止対策を徹底した状況下での事業実施となった。さらに、令和6年能登半島地震の影響により、能登北部・能登中部の6ステーション1サテライトの管内が大きな被害を受けたところであるが、他ステーションの職員に応援させるなど必要な業務は継続してきた。

また、3ステーションでは、避難所への訪問支援業務を行うなど避難所利用者の体調管理にも取り組んでいる。

令和5年度事業の本年2月末現在における実施状況は、訪問看護事業については前年度並み、居宅介護支援事業については介護支援専門員を増加したため利用件数の増加となっている。また、緊急時訪問看護連絡体制については、前年度に比べ利用者数が若干の増加となっている。

＜2月末現在の実施状況、( )は対前年度比＞

訪問看護事業	訪問延べ回数	68,493回	(100.1%)
	収入額	601,226千円	(100.5%)
居宅介護支援事業	延べ件数	3,805件	(121.5%)
	収入額	49,064千円	(119.8%)
緊急時訪問看護連絡体制	利用者延べ人数	7,293人	(104.0%)

令和6年度においては、第8次医療計画や第9期介護保険事業計画がスタートするとともに、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬のトリプル改定がある。また、医療保険の訪問看護についても、令和6年6月からオンライン資格確認、7月請求分からオンライン請求の運用が開始される予定であり、円滑に移行できるよう準備を進めているところである。

また、4月からはサテライトである輪島訪問看護ステーションを廃止し、能登内浦訪問看護ステーションを能登中央訪問看護ステーションのサテライトに変更する。

能登北部、能登中部の5ステーション1サテライトの活動については、震災で多くの利用者が市町外の区域へ避難しており、引き続き利用者数が減少のままとなる可能性もあるため、今後、奥能登全体の訪問看護ステーションのサテライト化などの検討も行っていく必要がある。

訪問看護は、地域包括ケアシステムの要として、地域共生社会の構築に向けた中心的役割を期待される中、本事業団として、地域に開かれた関わりも必要であり、新たな活動を展開していく時期である。

今後とも訪問看護事業を始めとする在宅ケアにかかる各事業の一層の推進を図るとともに、居宅介護支援事業による公益目的支出計画の適切な執行にも努めていく。

#### 〔基本方針〕

##### ・訪問看護提供体制の整備・充実

高齢者をはじめ、医療的ケア児など障がい児・者、精神疾患の罹患により社会参加が難しい人、がん治療の方々等の利用者が増えている。このように重度化、多様化、

複雑化してきている在宅ケア対象者に対し、24時間対応及び重症者や看取りへの対応等を含め、訪問看護が安定的に提供できる職員配置（看護師、理学療法士等の増員）及び職員の資質向上並びに認定看護師及び特定行為研修修了看護師の育成に努める。

・訪問看護の資質向上に関する教育研修の充実

在宅看取りには、訪問看護師は重要な役割を担っているため、確実な知識とスキルの習得のため関連団体が主催する研修会等の参加を職員に積極的に促す。

・訪問看護ステーションの機能拡大の継続

グループホームや老人ホームなどからの依頼による看護の実施、介護施設や他の訪問看護ステーションとの連携、多職種との協働によるケアの実施等、訪問看護ステーションの機能拡大の継続を図る。

・ICT活用による業務の効率化・省力化の推進

令和2年度末から順次、訪問看護ステーションに導入している「ケアパレットナース」の導入を進める。また、オンラインによる会議や研修会については、業務の効率化を図るため今後とも継続して開催する。

・在宅ケアを担う看護師の育成支援

看護師等学校養成所の実習生や訪問看護に関する各種研修受講生の受け入れ等、在宅ケアを担う看護師の育成を支援する。

〔主な施策〕

(1) 訪問看護事業等

①安定した収益確保

質の高い訪問看護サービスを提供するためには安定した収益確保が必要である。このため引き続き地域の状況や利用者ニーズの把握に努めるとともに、病院等関係機関との連携を一層強化し、事業を実施する。

②理学療法士等の配置

利用者の需要に応えるため、訪問看護業務の一環としての理学療法士等によるリハビリテーションを引き続き行う。

令和5年度配置人数 9人（3月1日現在）

- ・理学療法士：正 規 職員：白山松任1人  
嘱 託 職員：かほく高松1人  
非常勤職員：野々市2人、かほく高松1人
- ・言語聴覚士：非常勤職員：かほく高松1人、野々市1人
- ・作業療法士：嘱 託 職員：かほく高松1人  
非常勤職員：能登中央1人

③地域包括ケアシステムの実現に向けた介護事業所との連携

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を実施する介護事業所との連携による訪問看護等を実施する。

事業実施：津幡、かほく中央、かほく高松の各訪問看護ステーション  
（JAかほくから受託）

穴水訪問看護ステーション  
(社会福祉法人弘和会から受託)  
野々市訪問看護ステーション  
(株式会社スパテルから受託)

④ ICTを用いた医療・介護情報共有事業

「いしかわ診療情報共有ネットワーク」事業（IDリンク）により、病院や診療所（かかりつけ医や訪問看護ステーション）などの施設間で利用者の情報を共有し、在宅ケアの効率化を目指す。MCS（メディカルケアステーション）を活用し、本人、家族、主治医、介護職等と訪問看護ステーション間で利用者情報の共有を行い、多職種ネットワークづくりに努める。

⑤ 訪問看護の質的・量的拡充

近年、医療的ケア児の支援が増加しており、学校や保育園、放課後等デイサービス等への訪問対応に努める。

加えて、AYA世代（15歳から39歳まで）のがん治療者への支援には、経済的・精神的負担が大きく、子どもへの関わり方等多くの課題があるため、主治医をはじめ地域の関係機関や職種と連携しながら支援していくよう努める。

ヤングケアラーの社会的問題もあり、適宜関係機関と情報を共有して支援していくよう努める。

⑥ 医療保険の訪問看護分レセプトのオンライン請求

令和6年7月請求から、医療保険のオンライン請求が開始されるため、円滑に対応できるよう環境整備を進めていく。

(2) 居宅介護支援事業

① 公益目的支出計画実施事業の適切な実施

一般社団法人として、公益目的支出計画の実施事業である居宅介護支援事業の適切な実施に努める。なお、かほく高松居宅介護支援事業所は介護支援専門員3名体制（うち2名は主任）で、特定事業所加算体制を継続し、研修の実施や困難事例に対する支援の強化に努める。

② 医療依存度の高い利用者への対応

在宅療養を希望する医療依存度の高い利用者の増加が見込まれるなかで、訪問看護ステーションに併設する事業所として、医療ケアの視点を踏まえたケアマネジメントの実施に努める。

③ 居宅介護支援事業の質の向上

主任介護支援専門員を中心に、ケアプラン作成に係る困難事例検討会や研修会の開催等、居宅介護支援事業の質の向上に努める。

利用者の多様化・複雑化する課題に対応するために、ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病利用者等、他の制度に関する知識等が必要であり、事例検討会や研修会を開催し、支援困難事例への対応に努める。

また、7箇所中6箇所の事業所において介護支援専門員を複数体制としているが、居宅介護支援事業所の大規模化を目指し、事業所の統合を検討していく。

### (3) 職員研修事業

引き続き事業団が実施する研修会をはじめ、県内外で実施される各種研修等に訪問看護師を計画的に参加させる。

#### ①事業団企画研修（年2回）

#### ②ブロック別研修等（能登、石川中央、加賀の3ブロック）

テーマ別研修（年1回）

管理者による事例検討、情報交換会

#### ③新任スタッフ研修

石川県看護協会及び日本訪問看護振興財団「訪問看護eラーニング」の受講

#### ④管理者研修（年2回）

#### ⑤居宅介護支援事業所管理者研修・情報交換会（年2回）

#### ⑥看護師特定行為研修フォローアップ

特定行為研修修了者は、各受講した教育機関や関連団体企画の研修を受講しながら質の確保や関係機関との連協強化、周知に努めていく。

令和6年度の研修受講希望者はなし。

<参考>特定行為研修修了者 4人

（七尾・津幡・中能登・かほく高松訪問看護ステーション）

区分：・呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	1人	（重複あり）
・ろう孔管理関連	2人	
・創傷管理関連	3人	
・血糖コントロールに係る薬剤投与関連	1人	

#### ⑦認定看護師の育成

令和6年度は、かほく高松訪問看護ステーションの訪問看護師1名が県立看護大学において、「皮膚・排泄ケア」分野の認定看護師を目指し教育課程を受講する。

かほく高松訪問看護ステーションには、すでに「緩和ケア」分野の認定看護師が在籍しており、石川中央圏域で主治医や薬剤師と連携を密にして活動しており、引き続き主治医に周知するとともに、利用者のケアを継続的に支援していく。

#### ⑧虐待、ハラスメント対策研修会実施継続

#### ⑨県内外における研修会、講演会等への積極参加

### (4) 会員等からの受託事業

#### ①要介護認定調査（5市町）

#### ②介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務（10市町）

#### ③結核患者服薬確認業務（石川県）

- ④在宅医療・介護連携推進事業（中能登町、野々市市）
  - ⑤在宅中重度訪問看護体制業務（社会福祉法人鹿南福社会鹿寿苑、社会福祉法人手取会）
  - ⑥認知症対応型グループホームとの医療連携事業（(有)・しあわせの里、(株)・あなみずの里）
  - ⑦デイサービスへの理学療法士派遣（J Aたんぽぽデイサービス）
  - ⑧放課後等デイサービス利用児童の医療的ケア（社会福祉法人つばさの会）
  - ⑨医療的ケア支援事業（珠洲市、能美市、津幡町、かほく市、白山市）
  - ⑩避難所における健康管理事業（白山市）
  - ⑪介護職員等による喀痰吸引等研修に係る実地研修（社会福祉法人あおぞら福社会）
- (5) 退院連携促進事業
- ①各訪問看護ステーションと地域の病院との退院連携を促進するため、訪問看護ステーションにおいて病院の看護師（病棟の退院指導者等）を受入れ、訪問看護についての体験・研修を行う。  
事業実施：芳珠記念病院、公立つるぎ病院、公立松任石川中央病院、金沢脳神経外科病院、金沢市立病院、金沢医科大学病院、河北中央病院、公立羽咋病院、国立病院機構七尾病院、公立穴水総合病院（10医療機関）
  - ②令和4年度から新たにリカレント教育として当事業団訪問看護ステーションの看護師が病院での看護体験や新しい医療知識の習得、最新医療機器等の使用経験を目的に実習を受けてスキルアップを図っており、今後も継続して実施する。
- (6) 在宅看護実習生の受け入れ
- 後継者育成の観点から、石川県立看護大学、石川県立総合看護専門学校、石川県立田鶴浜高等学校、七尾看護専門学校、金沢医科大学、金城大学からの在宅看護実習生を受け入れを継続して行う。
- (7) その他の研修生の受け入れ
- 訪問看護基礎研修・初任管理者研修実習生の受け入れ（石川県看護協会）
  - 訪問看護の理解促進のための研修医の受け入れ（白山石川医療企業団）
- (8) 訪問看護等業務処理システムの活用による業務の効率化、省力化
- 既存の業務処理システムに連動し、外出先から情報の入・出力を簡便に行えるケアパレットナースを4箇所（中能登・かほく高松・野々市・白山松任S T）の訪問看護ステーションに導入しているが、業務の効率化、省力化の一層の推進を図るため、引き続き他の訪問看護ステーションへの導入を行う。

(9) 業務継続計画（BCP）の運用と見直し

令和3年度介護保険施設運営基準の改定にて、介護サービス事業者を対象に、業務継続計画（BCP）の策定を令和6年3月31日までに義務化された。各訪問看護ステーションにおいて計画は既に作成済みであるが、今年の能登半島地震での経験を踏まえ見直しを図り、より実践的なものにするために訓練・研修の実施を行う。

(10) 能登北部地区ステーションの看護師不足

令和6年4月から、輪島訪問看護ステーションが廃止され、能登内浦訪問看護ステーションがサテライトになるなど、能登北部地区ステーション（能登中央ST、穴水ST）の看護師の確保、高齢化に伴う後任の確保が喫緊の課題である。加えて、能登半島地震により訪問看護利用者数が半減しており、2次避難所や親戚宅などに身を寄せている利用者がどのくらい戻ってくるのか、今後十分注視していく必要がある。

職員不足に対しては、他ステーションの職員の応援派遣やステーションの統合も含め、利用者数の増減を注視しながら組織改革についても今後検討していく必要がある。

なお、令和5年度に創設した「訪問看護師就業支援金制度」については、今後も周知を図り、職員の確保に努めていく。

(11) その他

令和6年度は当事業団設立30年という節目の年にあたる。